

「商法修正」勝ちとる

—まだ終ってはいない—

全国青税連会長 萩野弘康



公認会
株主総
会のあ
り、方

先、取
締役会

計士監査の欠陥など各事業年度毎に商法問題に関する研究成果を会の内外に発表してきた。

当初、商法改正に賛成していた日税連も、溝田連合会長時代には全国青税連の路線と合致し、一体となって反対運動を行なつてきただ。そして、木村連合会長、添田連合会長と連合会長が變るたびに後退した。

即ち、昭48・7・3自民党法務部会における木村連合会長の反対運動の収束、添田連合会長になってからの昭48・10・25日税連理事会における付帯決議の明文化運動の承認へと後退に後退を重ねたのである。

日税連の反対運動の収束をめぐって、全国青税連の商法改正反対運動は極めて困難な状況に追い込まれた。

日税連と行動をともにする粉飾決算の防止どころか、粉飾決算を合法化するものであること、中小企業の圧迫と大企業の優意図するところを喝破したのである。

「商法改正案」の試案が発表された昭和40年から青税連では積極的に研究活動を行ない、法改正の意図するところを喝破したのである。

4月2日の理事会で承認された様に、反対運動の狙いは、商法改悪の本質を国会の審議を通じて国民の前に明らかにし、国民の代表として国政に関与している国會議員の批判に耐えられないものであるならば、これを廢案にし、新たな法案の提出を求めるということであった。

「改悪の本質」を明らかにするという点においては、青税連の主張はことごとく衆、参院の法務委員会の審議を通じて反映されたといつても過言ではない。

J・F・ケネディの叫んだ如く「レッツ、コンテニュー！」

▼税理士と中小企業者に長期にわたる混乱を約束した商法改悪の責任はわれわれにはない。

少なくとも全国青年税理士連盟には。

責任の所在をこの時点ではつきり指摘しておく。

▼小企業納税者の問題も直面する大きな問題だ。

職業対象の低辺を教うことがより意義があるのだが……。

▼歎くことのみ多くコラムのスペースの少なさをうらむ。



商法特集

反対派、会議に参加することを確認したのである。

憲法が国民に与えている正当な諸権利を行使し、社会正義を実現するために組織を挙げて戦うことを決定したことは、全国青税連にとって一つの前進といえるのではないだろうか。

◎反対運動の成果

諸権利を行使し、社会正義を実現するためには、商法は本当に商法は終ったのだろうか……。

定づける商事基本法は大会社、小会社の分断を残して終つてしまつたのだろうか。

▼商法終束。しかし本当に商法は終つたのだろうか……。

中小企業をこれから何十年も規

最終的には、12月7日の理事会で全国青税連は、国民の権利を守り、中小企業を擁護するために、國民に背を向けた日税連と同調しないこと、組織として「商法改正

正森委員の鋭い質問に、政府委員が何回となく絶句し、立往生したことか、もし、法案がテレビ中継されるような國民になじみの深い法律であつたならば、社會問題※

歎くことのみ多くコラムのスペ

※化し、マスコミの集中砲火を浴び、廃案になつてはいたであらう。

青税連の主張の正当性は、国会で立証されたことになるのではないだらうか。

「法律案を了とした日税連(昭49・10・25)に代つて、中小企業と国民のため献身的に戦つた国民会議派の税理士の努力によつて、

①記帳義務の緩和、②親会社の横暴をチェックする子会社側の拒否

③取締役の違法行為を差止め

るための保証を不要とするの3点の法律案の修正を獲得したのである。

法32条②の「公正なる会計慣行」と目される「企業会計原則修正案」も商法改正の成立後同時効する予定であつたものについても、「修正案」見直しのために企業会計審議会の再開を約束させたのである。

審議中・粉飾決算の元凶にもなりかねない特定引当金(法二八七)に、全国から批難の声が強くなつた。

企業会計原則の見直しが行われた事を思えば、正に、これほど国民を愚弄するものはない。

法改正に便乗しようとする財界、その手先となつて動く官僚、御用学者の二人三脚によつてその邪しまな考え方を具現化したものに

更できなかつたものを、企業の恣意的な変更を容認するようにしたのである。

変更によつて生じた影響額を注記することとされているが、「自白」をしているからといって、その犯した罪が不問にされるという

算」ということになり、まさに、粉飾決算を合法化することになつてしまふのである。

衆議院法務委における再度の審議で「修正案」を見直しのために、企業会計審議会を開くことになつてゐるが、国民的視野に立つて、正しい審議が行なわれ、監査強化に逆行するが如き、「企業会計原則」にならぬ様に、大いに注目しなければならない。(特定引当金についても同様)

今回の「商法改正」で設定された法32条②の「公正なる会計慣行」とは、主として「企業会計原則」をさすものとされており、極めて重要な係わりをもつてゐるのである。

又、法人税法22条の4に規定されている「公正妥当な会計処理の基準」と符合し、大企業の会計処理を削除し、会計処理の手続について、「修正案」のまま確定してしまつた。

山陽特殊鋼やサンウェーブが粉飾決算を行ない、株主や債権者による「継続性の原則」の規定のうち、「正当な理由によつて変更」といふことを指摘した。

発表の「商法改悪の本質」にて、粉飾決算を合法化するものであることを指摘した。

全国青税連においても「商法改正案」の内容を検討していくうちに「企業会計原則修正案」の矛盾に突き当たり、昭和四五年十一月に

年七月に内定した「企業会計原則修正案」は、その修正部

分が従来に比して緩和

されているという指摘を各方面からなされてはいた。

◆企業会計原則の危険な方向◆

これこそ大企業減税へのバスポート

他ならない。

眞実性の原則を保障し、期間計算を支える会計理論の中心な柱で

ある「継続性の原則」の規定のうり、「正当な理由によつて変更」といふありえないことである。

従来の証取監査で限定意見を付され、いる割近くが、継続性のは刑事事件に例えて、とうては、刑法で行なえるようになつてしまふのである。

「慣習」は「慣習」より広く、新たに考えだされる会計処理も含まれるので大企業優遇が多くの悪法であるが、悪法であるといつて国会審議で毎年反対ができる。商法改正が成立した今、32条②「公正なる会計慣行」を国会の審議にのせることは、極めて困難である。

このようだ、大企業減税につながり、税理士制度を根底からゆさぶる「税務監査」の布石にもなりかねない「商法改正」に無力だった日税連の反省を強く求めるところも苦難の中で、正しい方向をめざして、全国青税連は一層の団結と前進を計らなければならぬ。

の二)の取扱いについても、政令又は通達で何らかの規制を加えさせるとの旨の答弁を引き出している。

日税連は、職域擁護について昨年7月5日「要望とおる」とのサ

イギーの報道をなし、全國の税理士を歎問したが、公認会計士法の政令に税理士業務との関係について「大ザル」の形式的規制しかなされないので実情である。

○何も得なかつた日税連の収束に、全国から批難の声が強くなつた。

動は、正論によって法案の矛盾点を糾すとともに、税理士の職域擁護をも含む広いものであった。

我々は、日税連を打倒することを目標に組織活動をしているわけではない。

日税連が、国民の側に立ち、積極的な行動をすることを、心から期待し、正しい方針ならば積極的に支持するものである。

我々の行なつた商法改正反対運動は、正論によって法案の矛盾点を糾すとともに、税理士の職域擁護をも含む広いものであった。

るだろう。

我々は、日税連を打倒することを目標に組織活動をしているわけがないことを知るべきである。

国民的課題にとり組まざるして、なしえないことを知るべきである。

税理士の職域擁護といえども、國民のための税制、中小企業のための法律づくりに税理士が努力して初めて、それにふさわしい法的保障が税理士に与えられるのである。

会員諸兄姉の商法運動への温いご支援に心から御礼を申し上げます。

意見表明を行なえば、「商法監査」イコール「税務監査」となり、大企業は思うがままの減税をお手盛りで行なえるようになつてしまふのである。「慣習」は「慣習」より広く、新たに考えだされる会計処理も含まれるので大企業優遇が極めて有利となる。税理特別措置法は大企業優遇が多く悪法であるが、悪法であるといつて国会審議で毎年反対ができる。商法改正が成立した今、32条②「公正なる会計慣行」を国会の審議にのせることは、極めて困難である。

このようだ、大企業減税につながり、税理士制度を根底からゆさぶる「税務監査」の布石にもなりかねない「商法改正」に無力だった日税連の反省を強く求めるところも苦難の中で、正しい方向をめざして、全国青税連は一層の団結と前進を計らなければならぬ。



昭和四四年七月に内定した「企業会計原則修正案」は、その修正部

分が従来に比して緩和

されているという指摘を各方面からなされてはいた。

◆企業会計原則の危険な方向◆

これこそ大企業減税へのバスポート

他ならない。

眞実性の原則を保障し、期間計算を支える会計理論の中心な柱で

ある「継続性の原則」の規定のうり、「正当な理由によつて変更」といふありえないことである。

従来の証取監査で限定意見を付され、いる割近くが、継続性のは刑事事件に例えて、とうては、刑法で行なえるようになつてしまふのである。

「慣習」は「慣習」より広く、新たに考えだされる会計処理も含まれるので大企業優遇が多くの悪法であるが、悪法であるといつて国会審議で毎年反対ができる。商法改正が成立した今、32条②「公正なる会計慣行」を国会の審議にのせることは、極めて困難である。

このようだ、大企業減税につながり、税理士制度を根底からゆさぶる「税務監査」の布石にもなりかねない「商法改正」に無力だった日税連の反省を強く求めるところも苦難の中で、正しい方向をめざして、全国青税連は一層の団結と前進を計らなければならぬ。

さらに团结して進もう

一 商法国会通過について考える

永井義勝

(名古屋)

顧みるに、この商法問題は、昭和四十四年十月から十一月にかけ、各地の税理士会単位の商法改正反対決起大会に始まり、同年十二月の九段会館に於ける、税理士会挙げての決起大会にと盛り上げ、そして、昨年二月の砂防会館に於ける、「改悪商法粉碎国民総決起大会」を頂点に（同日は新幹線事故で、出席者全員が東京に缶詰になるもあらず）、日税連北川副会長（名古屋会会长）・波多野商対委員長の指揮のもと、全国の税理士が一丸となって対処してきた。商法問題に対する税理士会の強い一面が、視かれたかと思われたが、悪用による空中分解に端を発し、社会党の腰抜けと共に、急転直下、衆議院を通過してしまった。

全国青税連も、第六回代議員総会・神奈川大会に於いても、この決定が、日税連の正式なる機関決

題を含んだ商法を見向きもせず、

山陽特殊鋼・サンウエーブ工業等の粉飾決算に始まつた。企業倒産防止商法改正問題を、恰も、最近利成らず、今国会にて可決成立してしまつた。

「中間配当制」についても、大企業本意であり、商法全体が大企業中心にできてい、九十九パーセントの中小企業が、特例法に追いやられている。附帯決議によれば、衆議院では、「会社の社会責任、大小会社の区別、株主総会のあり方、取締役会の構成及び一株の額面金額等に所要の改正をする」と考えられる。ましてや、昨今の

敬意を表します。

又、会計監査人による権限も、

業務監査を含むと拡大されたが、

これも、机上の空論に等しいもの

こと」とし、参議院では、「現下

に対する小論と致します。

の株式会社の実態にかんがみ、小

規模の株式会社については、別個

の制度を新設してその業務運営の

簡素合理化を図り、大規模の株式

会社については、その業務運営を

強化を願望し、今商法国会通過

の株式会社については、別個

われわれは正し

◆◆◆商法反対運動の足跡を

商法対策特別委員長

んでもない行へないかと思
います。……(中略)……一企業
審議会の幹事の言うことによつ
て、租税当局並びにわれわれが
影響なり左右されるというよう
なことは絶対にございません。

総理大臣の

首もとぶ経団連

○春日正一君 そのあなたの強が
りは世間に通用しませんよ。經
団連といふものがどれほどの力
を持っているかということは國
民みんな知っているんですか

とで、經団連の居林氏の言つて
いるように、ますますそれを手
当く引き当て金をつくり、しか
かもその引当金の項目も拡大して
慣行というんですから……あ
の強力な經団連が。……

企業会計原則

修正案は未確定

○説明員(大蔵省田中審議官)ま
ず居林氏は企業会計審議会の委
員ではございませんで、一幹事
にすぎません。そこで、そういう
う方がなるほど講演をしたかも
しれませんが、先ほどのように
負債性引当金に当たったものを稅
法の課稅所得の損金算入上拒む
ことがあつてはならないとか、
そういうようなことを使うこ
と自身がたいへん間違つた、と

思いましたがいまして、その
講演の速記録に対するお答え
は、われわれがどのような省令
を出すかということではつきり
すると思います。

○春日正一君 いやね、どうもは
つきりしないんですけども、た
まのお話聞いておつても、た
とえば企業会計原則修正案とい
うようなものはまだ確定したもの
ではないというふうに言われ
るんですね。ところが衆議院で
も飛ばすというふうにいわ
れておるくらいの力を持つてい
るですから、あなたがそ
ういう強がりを言われても世間に
は通用しない。……

思いましたがいまして、その
講演の速記録に対するお答え
は、われわれがどのような省令
を出すかということではつきり
すると思います。

思いましたがいまして、その
講演の速記録に対するお答え
は、われわれがどのような省令
を出すかということではつきり
すると思います。

衆院で再審議

さて、衆院へ出戻りとなつた商
法改正三法案は、本来なら委員会
にかけず直ちに本会議にもつて
いたが、院内外の反対の声に押さ
れて、法務委員会の審議にかけざ
るを得なくなつた。このなかで参
院の再修正案の内容が更に肉付け
されるとともに「企業会計原則修
正案」の再検討をすることを事實
上約束させるという貴重な成果を
得た。

思いましたがいまして、その
講演の速記録に対するお答え
は、われわれがどのような省令
を出すかということではつきり
すると思います。

思いましたがいまして、その
講演の速記録に対するお答え
は、われわれがどのような省令
を出すかということではつきり
すると思います。

商法改正反対国民会議 の中核として

我が青税連は昨秋、日税連がこ
の運動を終了させた時点から発足
した「商法改正反対国民会議」の
もとに参加することを理事会で確
認し、全面的にその核となつて活
動を展開してきた。

会員諸兄に心から感謝

思いましたがいまして、その
講演の速記録に対するお答え
は、われわれがどのような省令
を出すかということではつきり
すると思います。

小企業納税者問題

資料

小企業対策の重要性は改めて指摘するまでもないが、税理士の使命とその経済的存立との交錯は単純にわり切れない問題がある。

以下は全青税中小企業対策特別委員会が「小企業対策」問題の討議のレジメとして使用したものである。

シンポジウムにおける会員の皆様の理論展開のたゞき合としていたゞければ幸いである。



『小企業対策の基本的方向』

〔I〕 小企業対策と税理士の使命との関係

小企業納税者に対する税務指導対策については、日税連に於ても重点施策として、税理士法に基く税理士の独立性、公共性にかんがみあたかも今日当面する各種の中小企業対策を税理士の使命として受け入れてゆかねばならぬかのように基本原則をかかげている。果してそうであろうか。

国民が税務上の援助を他人に求めたいが、税理士制度が存在するが故に被害をこうむる国民がもし存在するならばこれは制度上の欠陥であり、制度的にも改善もしくは救済されなければならない。制度をつくる者は国家であるから、この義務（もしくは使命）は第一義的には国家に存在する。

従来このような納税者については税理士個人の倫理感、あらゆる使命感により救済されてきたことは、各自経験の有るところであろう。各個人税理士の倫理的な意味における「小規模納税者を救済する」使命はたしかに存在すると云えるし、又現実に救済されてきている。しかし、これが量的に拡大してくると、倫理的使命感のみではどうにもならなくなる。税理士の経済的基盤をおびかすことになりかねないからである。

制度上の欠陥を正す義務は、その制度によって生じたところの構成員（税理士、税理士会）にあるものではなく、この制度をつくった者（国）にあることを認識する必要がある。したがって税理士及び税理士会の犠牲を強いる理由は存在しない。

弁護士法、医師法をはじめとする各種自由業の例を見ても、その構成員に犠牲を強いるということではなく、制度的な救済措置が講ぜられていることを参考にすべきである。

更に現在行われ、また、行われようとしている各種の小企業対策が、税理士の倫理的使命感にマッチするものかどうかについては多くの疑問がある。（大青税制度部 亀田案）

〔II〕 小企業対策の政治的背景

近時的小企業対策の必要性を認識させた問題は何であろうか。本対策は10数年前よりその方法論について協議された結果において、三者協定をみながらも行政上これ

という対策もなく現在に至っている。それがここにきて問題化した事実は政治的な立場より民商対策を前提として政党の対決に政治的判断を具備したからであろう。本対策を必要とする政治的にはなく、行政上の歪みから問題を惹起していることは自明であろう。そこで行政上の根本的検討をせずして政治的判断を導入することは本問題の対策として重大なるミスをおかすことであり政党の政策上のアピールに終わり対策としては当らない。政治の失政が行政面に表面化した典型的例示であり行政面で生じた税の執行の不条理の是正を放置しておきこれを政治的側面でもって対策する態度こそ政治に求めては政治理念もあったものではない。

税理士の立場でもってこの政争の場に介入することは慎重であらねばならないが、税理士制度の発展を考慮すればその対策の必要性を政治的立場から遊離して認識すべきであり税理士の政治的センスを一考すべきである。

〔III〕 現在の小企業納税者に対する 税務指導の問題点

本来の小企業対策は、税理士に委嘱をなし得をなし得ないような納税者に対し援助を与えることを目的とすべきであるが、現在実施されている状態は国民的見地よりなされているとは云い難く、行政上の必要から行われていると云っても過言ではなく運用面に於ても多くの問題がある。

その主な問題点は次の通りである。

1. 税理士会自身統一的基準のもとに実施されていない
2. 実質的には税務官庁の指示のもとに行われている
3. 紳士者の選定について明確な基準がない
4. 税理士の指導実績に対し社会的、経済的にも適正な評価がなされていない
5. 他の税務関係団体に職域及職能の侵害があるにもかかわらずこの点について認識の徹底がない

しかし現実の問題として現在行なわれている小企業対策を廃止するわけには行かないし、又これに協力しなければ臨税の問題等も起り得る為、これらの諸問題の解決には、基本的には

1. 税理士業務の範囲の明確化
2. 税理士会独自の指導体制の確立
3. 国庫補助等の財政的援助の確立
4. 税理士業務侵害には厳しい態度で臨む等の処置を講じ、逐次制度の改善を計って行くべきである。

